

障害者緊急時短期入所単独事業

平成25年4月16日調査

	京都市	川崎市	杉並区	堺市
事業開始年度	平成21年度	平成22年度	平成18年度	平成16年度
対象障害	在宅の知的障害者で、支給決定のある方	在宅の障害者(事業所の受入可能な障害)	在宅の障害者で、支給決定のある方	在宅の障害者で、支給決定のある方
対象年齢	18歳以上	受入事業所の基準	5歳以上65歳未満	受入事業所の基準
利用できる理由等	保護者等の疾病、出産、冠婚葬祭等一時的に保護が必要な場合等	家族等の急な疾病、葬儀や事故、災害等(原因は3日以内)	介護する家族がいない、緊急の支援が必要な場合等	介護者の入院等
利用期間	7日以内	7日以内	1泊2日	7日以内
契約等	なし (4事業所で1週間の持ち回り)	委託契約(年間)	委託契約(年間)	協定
事業所数	4	3	1	2
確保ベッド数	1	4	1	2
利用実績	17件(88日)	年間で50%の利用	2件(H24)	年間で60%の利用
ベッド確保単価	6,615円/日	6,300円/日	6,000円/日	8,670円/日 (利用がない場合のみ、確保料として補助金支払い)
予算額(平成24年度)	2,415千円	9,198千円	2,391千円	4,150千円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当番表を市が作成して依頼 ・身体障害も実施していたが利用が少なくH22に廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいている施設を職員が電話連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所を探し、それでも見つからない場合に対応。 ・委託事業所は次の入所先も手配する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の理解が必要